

厚生労働省発基1107第1号

令和7年11月7日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件案要綱

第1 管財人が行うべき事項等

- 1 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第百九条第一項に規定する管財人（以下「管財人」という。）は、同法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対して労働者の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、その職務を行うに当たっては、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられることとすること。
 - (1) 管財人は、企業価値担保権の実行に当たって、個々の労働者に対して労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。
 - (2) 管財人は、企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たって、この指針の第2の1の(2)及び2の(1)に規定する労働者及び労働組合等との協議等を行うこと。

第2 会社が行うことが望ましい事項

会社は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者及び労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこととすること。

第3 その他所要の改正を行うこと。

第4 適用期日

この告示は、事業性融資推進法の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用すること。